

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

(案)

令和4年4月

安 平 町

目次

第1	農業経営基盤の強化に関する目標	1
1	安平町農業の概要	1
2	安平町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化に関する取組	2
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	14
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	16
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	利用権設定等促進事業に関する事項	17
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	23
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	27
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	27
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	28
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	29
第6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	30
第7	その他	30
別紙1	(第5の1(1)の⑥関係)	31
別紙2	(第5の1(2)関係)	33
参考1	(代表的な営農類型の総括)	36
参考2	(新たに農業経営を営もうとする青年等の代表的な営農類型の総括)	36

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 安平町農業の概要

本町は、北海道の南西部に位置し、東は厚真町、西は千歳市、南は苫小牧市、北は由仁町に接し、道都札幌市から約50km、北海道の空の玄関口である新千歳空港から約20km、北日本最大の港湾である苫小牧港からは25km程度の位置にあり、物流や流通に関して優れた地理的条件を有している地域である。

総面積は237.16㎏であり、そのうち山林が104.30㎏と全体の約51%、次いで農地が72.07㎏と全体の約32%を占めている。また、総面積の割合を農業振興地域の指定状況からみると、その割合は総面積の約66%におよび、本町の土地利用上で大きな比率を占める。

地形は、東部に夕張山脈の支脈に連なる比較的急峻な山岳部、西部に馬追丘陵の余脈が千歳市界沿いに走り、中央部は安平川が流れ平坦地と緩やかな波状形丘陵地を形成、南部に行くほど湿地化しながら勇払原野に続いていく。

土壌は、樽前系の火山灰土（黒ボク土・淡色黒ボク土）にほとんどが覆われ、安平川流域沿いに沖積・低地土（灰色低地土・グライ土）が分布する。

気候は、年間平均気温が7.2で、盛夏期30℃、厳寒期マイナス20℃を昇降し、1年を通じ昼夜の温度差が大きい内陸型気候が顕著であるが、南部では海洋性濃霧の影響を多少受ける。年間降水量は1,117mmで、その降水時期は夏期と晩秋から初冬に集中し、積雪量は30～50cm（東部山間50～80cm）と北海道では比較的少ない地域に属する。

本町の農業は、こうした地勢や気象といった自然条件を生かしながら、水稻、畑作、酪農、肉牛を中心とする土地利用型農業と特産品であるアサヒメロンを代表とした高収益型農業を組み合わせた多様で複合的な生産構造による農業経営が展開され、本町の産業や豊かな自然環境を支える重要な役割を果たしている。

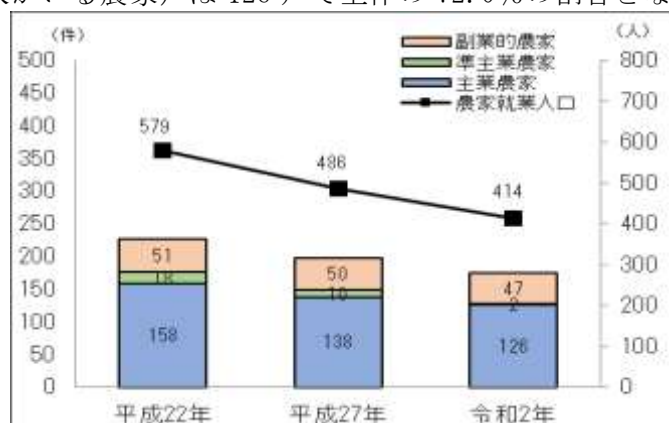
また、酪農は古い歴史と実績をもち、日本のチーズ工場発祥の地として、その伝統を継承しながら今もチーズの製造を行っており、多くの消費者から嗜好されている。

2 安平町農業の現状と課題

(1) 本町農業の特徴

本町の販売農家1戸あたりの経営耕地面積は、2020年世界農林業センサスによると25.4haと北海道の26.2haに比べ小規模となっている。

また、販売農家175戸のうち、主副業別にみると、主業農家（農業所得が主で65歳未満の年間60日以上農業に従事する人がいる農家）は126戸で全体の72.0%の割合となっており、本町では、専門的な農業経営を中心に、人（労力）・土地（規模）・機械（効率）のバランスに重点をおいた農業が展開されている。



[資料～世界農林業センサス調]

(2) 本町農業の構造

本町の販売農家は依然減少を続けており、2020年世界農林業センサスによると175戸と、10年前に比べ52戸減少(△23.1%)している。

また、農業就業人口は、2020年世界農林業センサスによると414人と、10年前に比べ165人減少(△28.5%)しており、65歳以上の割合では41.3%、平均年齢では58.9歳と高齢化が深刻化している。

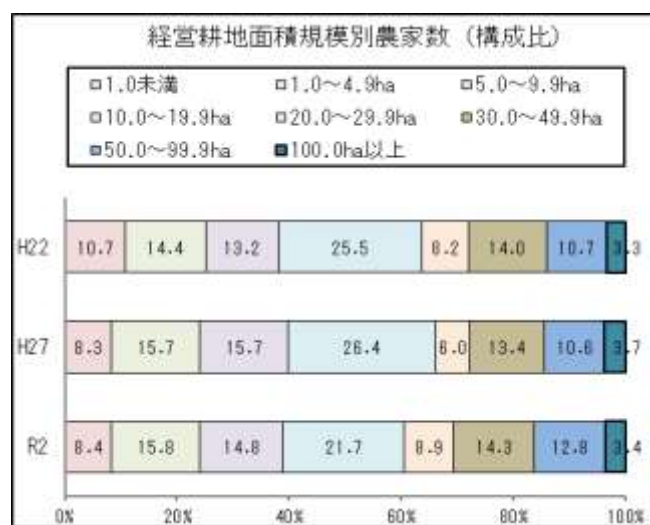
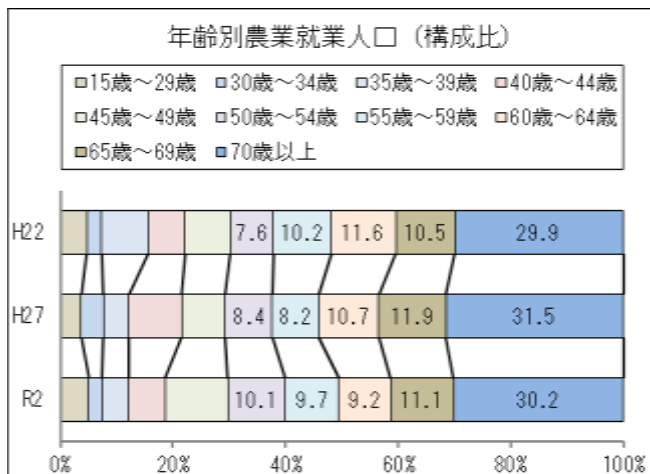
一方、1戸当たりの経営耕地面積は、2020年世界農林業センサスによると27.65haと、10年前に比べ1.8ha増加し規模の拡大傾向にあるものの、経営規模別経営体数で見ると、10ha以上の農家は124戸で全体の61.0%の割合となっている。

(3) 本町農業を取り巻く情勢

農業事業者の高齢化や減少、高齢者のリタイア等による担い手不足等により、生産基盤の脆弱化等が進行している中で、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定が発効された。

又、農地中間管理事業の推進に関する法律が見直しされ、担い手への利用集積・集約化の体制構築のための改正が行われている。令和2年3月には、新たな食料・農業・農村基本計画が決定され、産業政策と地域政策を車の両輪として食料自給率の向上・安全保障の確立を図ることとし、農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化、スマート農業の加速化等が掲げられた。

これら課題に対応し、本町農業が持続的に発展し続けるため、平成29年に策定された「第2次安平町総合計画」及び「第2次安平町農業・農村振興計画」等に沿った主要施策を推進することにより、地域特性の発揮と元気ある農業づくりに向け力強く前進していくことが求められている。



〔資料～世界農林業センサス調〕

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組

(1) 基本的な考え方

本町農業が持続的に発展していくため、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、安平町及びその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	1経営体当たりおおむね430万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

※ 主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者には、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準については、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を生かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やI

C T*等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続き、財務・労働管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、法人経営体数を令和5年度（2023年度）までに5万法人とする国の目標や、令和12年度（2030年度）における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和12年度における農業法人数の目標数を31経営体（令和3年1月現在：21経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

本町の農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、時代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や鈴れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ 労働力不足への対応

農か戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、助成、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、助成農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「人・農地プラン※」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。※人・農地プランは、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条に位置付けられている農業者等による話し合いに基づき、アンケートや地図を活用し、地域における農業において中心的な役割を果たす経営体（中心経営体）、当該地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和3年の新規就農者は9組であり、例年、ほぼ横ばいの状況となっているが、本町農業における生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、当町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間3組の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあつては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本町又はその近隣町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人あたり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得215万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの
効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町で
展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次の
とおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
① 稲作 専業	≪作付面積等≫ ・水稲 20.0ha 経営面積 20.0ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(90・50PS) 各1台 ・自脱コンバイン(5条) 1台 ・田植機(8条) 1台 ・プロードキャスター 1台 ・乾燥調製施設 1式 ・育苗ハウス灌水装置 1式 ・農用トラック(2t) 1台 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営、財務管理 ・市場動向に対応 した計画的な生 産と販売 ・機械の保守管理 と計画的な更新	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 従事者の確保 ・農作業の共同化及 び省力化による作 業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 441万円
② 水稲 畑作 複合	≪作付面積等≫ ・水稲 8.0ha ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha 経営面積 20.0ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(82PS) 1台 ・トラクター(50PS) 1台 ・田植機(8条) 共同 ・乾燥調製施設 1式 ・育苗ハウス 1式 ・スプレーヤー 共同 ・プロードキャスター 1台 ・グレンドリル(14条) 共同 ・総合施肥は種機(4条)共同 ・施肥カルチベーター(5畦) 共同 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート移植機(4畦) 共同 ・ビートハーベスター(1畦) 共同 ・農用トラック(4t) 1台 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる 経営、財務管理 ・市場動向に対応 した計画的な生 産と販売 ・機械の保守管理 と計画的な更新 ・作目間の労働調 整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用 従事者の確保 ・農作業の共同化及 び省力化による作 業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 506万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
③ 水稲 野菜 複合	≪作付面積等≫ ・水稲 8.8ha ・南瓜 2.0ha ・アスパラガス 0.5ha ・ブロッコリー 0.5ha ・ほうれん草 0.2ha 経営面積 12.0ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(50PS) 1台 ・自脱コンバイン(4条) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・プロトタイプキャスター 1台 ・乾燥調製施設 1式 ・育苗ハウス 1式 ・栽培ハウス(ほうれん草) 3棟 ・農用軽トラック 1台 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 531万円
④ 畑作 肉牛 複合	≪作付面積等≫ ・小麦 2.5ha ・大豆 2.5ha ・小豆 2.5ha ・てん菜 2.5ha ・牧草 10.0ha ・施設用地等 0.2ha 経営面積 20.2ha ≪飼養頭数≫ ・繁殖牛 40頭 ・育成牛等 34頭 常時飼養頭数 74頭	≪機械施設装備≫ ・トラクター(90・65PS) 各1台 ・スプレヤー 1台 ・プロトタイプキャスター 1台 ・グレンドリル(21条) 1台 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カルチャーター(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート作業機械一式 共同 ・マニアスプレッター(5.8t) 1台 ・成牛舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・飼料庫 1棟 ・飼料生産機械 1式 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 526万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑤ 園芸 専業	≪作付面積等≫ ・メロン 2.0ha ・緑肥 0.6ha 経営面積 2.6ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(30PS) 1台 ・栽培ハウス(メロン用) 10棟 ・農用軽トラック 1台 ・自走防除機 1台 ≪その他≫ ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・促成栽培から抑制栽培の旬別作付ローテーション	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 458万円
⑥ 畑作 園芸 複合	≪作付面積等≫ ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・なたね 3.0ha ・ほうれん草 0.4ha 経営面積 15.4ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(65PS) 1台 ・トラクター(30PS) 1台 ・スプレヤー 共同 ・ブロードキャスター 1台 ・グレンドリル(21条) 共同 ・総合施肥は種機(4条) 共同 ・施肥カルチベーター(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート移植機(4畦) 共同 ・ビートハーベスター(1畦) 共同 ・栽培ハウス(ほうれん草) 6棟 ・農用トラック(2t) 1台 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・畜産農家との連携(麦秆と堆肥の交換等)	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 498万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑦ 畑作専業	≪作付面積等≫ ・小麦 5.0ha ・大豆 5.0ha ・小豆 5.0ha ・てん菜 5.0ha ・加工スイートコーン 5.0ha ・なたね 5.0ha 経営面積 30.0ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(95, 65PS) 各1台 ・スプレーヤー 1台 ・ブロードキャスト 1台 ・グレンドリル(21条) 1台 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カルチャー(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート移植機(4畦) 1台 ・ビートハーベスター(1畦) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ≪その他≫ ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・畜産農家との連携(麦桿と堆肥の交換等)	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 526万円
⑧ 畑作酪農複合	≪作付面積等≫ ・小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 3.0ha ・てん菜 3.0ha ・牧草 25.0ha ・デントコーン 10.0ha ・施設用地等 0.5ha 経営面積 47.5ha ≪飼養頭数≫ ・経産牛 45頭 ・育成牛等 45頭 常時飼養頭数 90頭	≪機械施設装備≫ ・トラクター(115, 105, 100PS) 各1台 ・スプレーヤー 1台 ・ブロードキャスト 1台 ・グレンドリル(21条) 共同 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カルチャー(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート作業機械一式 共同 ・マニアスプレッター(5.8t) 1台 ・飼料生産機械1式 共同 ・牛舎(成牛・育成) 各1棟 ・飼料庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・バンカーサイロ 2基 ・バルククーラー 1台 ・バンククリーナー 1式 ・農用トラック(4t) 1台 ≪その他≫ ・スタンション、パイプラインミルク方式 ・育成牛の公共牧場への預託 ・堆肥生産と圃場還元の実施 ・デントコーンを含めた4年輪作	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整 ・乳検データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析	・家族労働の作業分担制 ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・ヘルパーの活用 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 1,745万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑨ 酪農 専業	≪作付面積等≫ ・牧草 25.0ha ・デントコーン 10.0ha ・施設用地等 0.5ha 経営面積 35.5ha ≪飼養頭数≫ ・経産牛 45頭 ・育成牛等 45頭 常時飼養頭数 90頭	≪機械施設装備≫ ・トラクター(90PS) 1台 ・トラクター(60PS) 1台 ・成牛舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・飼料庫 1棟 ・堆肥舎 1基 ・バンカーサイロ 5基 ・バルククーラー 1台 ・マニアスプレッター(5.8t) 1台 ・飼料生産機械 1式 ・尿散布機 共同 ・農用トラック(4t) 1台 ≪その他≫ ・スタンション、パイプラインミルク-方式 ・育成牛の公共牧場への預託 ・堆肥生産と圃場還元の実施 ・デントコーンを含めた4年輪作	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・乳検データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・機械の保守管理と計画的な更新	・家族労働の作業分担制 ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・ヘルパーの活用 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・ヘルパー ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 1,585万円
⑩ 肉牛 専業	≪作付面積等≫ ・牧草 25.4ha ・施設用地等 0.2ha 経営面積 25.6ha ≪飼養頭数≫ ・繁殖牛 55頭 ・育成牛 46頭 常時飼養頭数 101頭	≪機械施設装備≫ ・成牛舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・飼料庫 1棟 ・トラクター(99PS) 1台 ・飼料生産機械 1式 ・農用トラック(4t) 1台 ≪その他≫ ・耕種農家との連携(麦稗と堆肥の交換等) ・自家配合飼料の活用によるコスト低減。 ・夏期間の公共牧場への預託	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・飼料費の経常的把握と飼料設計	・家族労働の作業分担制 ・休日制の導入 ・臨時雇用従事者の確保 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 750万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑪ 養豚 畑作 複合	≪作付面積等≫ ・小麦 1.0ha ・大豆 1.0ha ・小豆 1.0ha ・てん菜 1.0ha ・施設用地等 1.0ha 経営面積 5.0ha ≪飼養頭数≫ ・母豚 50頭 常時飼養頭数 50頭	≪機械施設装備≫ ・トラクター(65PS) 1台 ・スプレーヤー 1台 ・プロットキャスター 1台 ・グレイドリル(16条) 共同 ・総合施肥は種機(4条) 1台 ・施肥カルチャー(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 共同 ・ビート移植機(4畦) 1台 ・ビートハーベスター(1畦) 1台 ・農用トラック(2t) 1台 ・豚舎(繁殖・肥育等) 各棟 ・飼料タンク 1式 ・ふん尿処理施設 1式 ・附帯施設 1式 ≪その他≫ ・母豚一貫経営 ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握、コスト分析 ・労務管理の充実 ・市場情報等の分析 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整 ・繁殖及び衛生管理等の徹底 ・飼料及び出荷の計画的な管理	・家族労働の作業分担制 ・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 687万円
⑫ 軽種馬 専業	≪作付面積等≫ 放牧地 6.5ha 経営面積 7.3ha 飼養頭数 繁殖牝馬 サラブレッド 8頭	≪機械施設装備≫ トラクタ 1台 厩舎 1棟 堆肥舎 1棟 ≪その他≫ 牧草は購入 コントラクタ組織を利用 土壌診断に基づく施肥設計 農業環境規範の遵守 飼養・栽培管理技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・PCによる経営・財務管理 ・市場動向に対応し ・機械の保守管理と	・休日制の導入 ・生産履歴の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体あたり 546万円

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑬有機 畑作・ 露地野菜	〈作付面積等〉 秋まき小麦 2.5ha 大豆 2.5ha にんじん 1.0ha かぼちゃ 1.5ha 緑肥 2.5ha 経営面積 10.0ha	〈主な機械設備装備〉 ・トラクタ(79・43ps) 各1台 ・汎用コンバイン 1台 ・プロードキャスタ 1台 ・総合播種機 共同 ・マニユアスプレッタ 1台 ・ライムソワー 1台 ・ストローチョッパー 1台 ・チゼルプラウ 1台 ・にんじんハーベスタ 共同 ・フォークリフト 1台 〈その他〉 ・主要機械の利用に係る合理化 ・有機栽培技術の励行 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・生産履歴等の整備 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体あたり 493万円
⑭有機 施設園芸	〈作付面積等〉 トマト 80a きゅうり 20a 経営面積 100a	〈主な機械設備装備〉 ・マルチャー 1台 ・かん水ポンプ 1台 ・背負動力噴霧機 1台 ・パイプハウス 1式 ・管理機(6.3ps) 1台 〈その他〉 ・有機栽培技術の励行 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・生産履歴等の整備 〈家族労働力〉 ・主たる従事者 1人 ・補助従事者 1人 〈農業所得〉 ・1経営体あたり 425万円

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
⑮ 水稲 畑作 複合	<<作付面積等>> ・水稲 22.5ha ・小麦 7.5ka ・大豆 7.5ha ・小豆 7.5ha ・てん菜 7.5ha ・加工スイートコーン 7.5ha ・なたね 7.5ha 経営面積 67.5ha <<構成員戸数>> 3戸	<<機械施設装備>> ・トラクター(125, 90, 80, 50PS)各1台 ・自脱コンバイン(5条) 1台 ・田植機(8条) 1台 ・乾燥調製施設 1式 ・育苗ハウス 1式 ・スプレーヤー 1台 ・ブロードキャスター 1台 ・グレートリル(14条) 1台 ・総合施肥ば種機(4条) 1台 ・施肥カチヘーター(5畦) 1台 ・汎用コンバイン 1台 ・ビート移植機(4畦) 1台 ・ビートハーベスター(1畦) 1台 ・耕起、砕土用作業機 1式 ・マニアスプレッター(5.8t) 1台 ・農用トラック(2・4t) 各1台 <<その他>> ・構成員の作業分担方式 ・輪作体系の確立 ・共同乾燥調製施設の利用 ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・畜産農家との連携(麦桿と堆肥の交換等)	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営・作業計画、労務、財務、ほ場管理 ・作物別原価の把握、コスト分析 ・労務管理の充実 ・市場情報等の分析 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・定期的な休日が確保できる労務体制の確立 ・労働利用計画による雇用労働力の確保 ・生産履歴等の整備 <<家族労働力>> ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 3人 <<農業所得>> ・1経営体当たり 1,673万円 (557万円/戸)

注1) 「第1の3の(2)に示した目標」である、主たる従事者が「他産業従事者と遜色のない年間労働時間(目標年間労働時間)1,800~2,000時間を達成しつつ、1経営体(主たる従事者及び補助従事者)が「他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(目標年間労働所得)おおむね430万円(344万円)以上」を達成しうる経営類型を例示した。

注2) 農業所得は、農業経営統計調査(北海道農林水産統計年報)に準じて、農業粗収益のうちの「農業雑収入」に経営安定対策の補てん金、助成金及び経常補助金を計上するものとして算出した。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の3の(3)に示したような目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
① 園芸 専業	≪作付面積等≫ ・メロン 0.6ha ・緑肥 0.6ha 経営面積 1.2ha	≪機械施設装備≫ ・トラクター(30PS) 1台 ・栽培ハウス(メロン用) 9棟 ・農用軽トラック 1台 ≪その他≫ ・主要機械の利用に係る合理化 ・土壌分析に基づく施肥設計 ・農業環境規範の遵守 ・栽培技術の研鑽 ・促成栽培から抑制栽培の旬別作付ローテーション	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営、財務管理 ・市場動向に対応した計画的な生産と販売 ・機械の保守管理と計画的な更新 ・作目間の労働調整	・休日制の導入 ・農繁期の臨時雇用従事者の確保 ・農作業の共同化及び省力化による作業時間の短縮 ・生産履歴等の整備 ≪家族労働力≫ ・主たる従事者1人 ・補助従事者 1人 ≪農業所得≫ ・1経営体当たり 249万円

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
本町農用地面積の95%程度	

(注)「効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用目標」は、おおむね10年後(R12)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稲においては基幹3作業（耕起、田植、収穫・脱穀）全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である優良農地を維持・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積を推進していく必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保に関する取組と併せて、利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業を柱とした農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業など各種の農地流動化施策を組み合わせながら、積極的に推進していく。

また、実質的な規模拡大や労働力不足の解消、高齢者の農地の有効利用などに対応するため、農作業受委託の取組等を推進するとともに、有効な生産基盤整備事業等を活用し、耕地の大区画化・汎用化による農作業効率の向上、一層のコスト低減による生産性の向上を目的とした生産基盤の整備を推進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、高齢化の進行、後継者不足などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の現状及び特性等を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（イ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えることとなること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。

- ② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが

適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転—される利用権の存続期間—(又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払い当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当っては、その利用権の設定等を受けようとする者(地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該事業の実施が確実であること。

イ 当該事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間(又は残存期間)が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者(以下「認定農業者等」という。)から利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、農業委員会の決定を要しない。
- ② 本町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申し出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者（※施行規則第18条第2号に規定される団体を含む）の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受けるものを定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払いの相手方及び方法当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的—並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価並びに（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の相手方及びその方法
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取り決めを実行する能力についての事項

⑦ ①に規定するものが設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

① 本町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

ア 本町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有するものと確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって確知できないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を要請し、農業委員会は不確知共有者の探索を行う。

イ 農業委員会は、アの探索を行ってもな共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有するを確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知っているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を本町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定め

るところによって利用権が設定され~~（若しくは移転し）~~又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうちその該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の公報に記載することをその他所定の手段により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農

用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方

農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けることを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善

に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。
- ② 本町は、申請された農用地利用規定が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町公報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う「農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）」又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 89 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定

の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②にイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し当から見て効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省で定める事項

③ 本町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を本町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、本町に意見書を提出することができる。

④ 本町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、本町は(5)の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受

ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号以下「施行規則」という。）第 21 条の 4 で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して 5 年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年 3 月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、本町の認定を受けるものとする。
ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第 21 条の 5 で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第 22 条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を本町に届け出るものとする。
- ③ 本町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第 13 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認

められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 本町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

町が主体となって、農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

オ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウ、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 本町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の集積、とりわけ面積集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本町は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本町は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、町、議会、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、土地改良区、農業共済組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、安平町農業再生協議会等のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 本町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 本町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基本構想は、平成18年8月28日から施行する。

(施行期日)

この基本構想は、平成22年4月26日から施行する。

(施行期日)

この基本構想は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

(施行期日)

この基本構想は、平成29年4月19日から施行する。

(施行期日)

この基本構想は、令和 年 月 日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1)⑥関係)

1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(2) 農地法施行令(昭和 27 年政令第 445 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人(当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育のように供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(3) 独立行政法人農業者年金基金(独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十八号)附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る)

(4) 農地農政令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する農林水産省令で定める法人(対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る)

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(ア) 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)

… 第 5 の 1 の(1)のアの(ア) (法第 18 条第 3 項第 2 号イ) に掲げる事項

(イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

… その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

(ウ) 農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。)

… その土地を効率的に利用することができることと認められること。

2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。)

(2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに

限る。

(3) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(4) 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(7) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

… その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(4) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)

… その土地を効率的に利用することができることと認められること。

3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(2) 農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号、第 8 号又は第 9 号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次の通りとする。

(7) 対象土地を農業用施設の用に供される土地(開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。)

… その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 条の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は原則として 3 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用発揮する上で適切と認められる期間、その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないと思われる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる賃借の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知) 第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、それぞれの定めるところによるものとする。</p>

参考1 (代表的な営農類型の総括)

営農類型		経営規模	労働力 (人)	農業収益 (千円)	経営所得安定 対策交付金 (千円)	農業所得 (千円)	農業所得 率 (%)	総労働時 間 (hr)	主たる従 事者	補助者等 (hr)	雇用 (hr)
個別 経営 体	①水稲専業 (20.0ha)	○水稲20ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	21,000		4,410	21.0	2,450	2,450		
	②水稲・畑作複合 (20.0ha)	○水稲8.0ha、○小麦3.0ha、○大豆3.0ha ○小豆3.0ha、○てん菜3.0ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	20,714		5,062	24.4	1,859	1,859		
	③水稲・野菜複合 (12.0ha)	○水稲8.8ha、○南瓜2.0ha、○アスパラガス0.5ha、 ○ブロッコリー0.5ha、○ほうれん草0.2ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	22,267		5,316	23.9	4,274	4,274		
	④畑作・肉牛複合 (20.2ha)	○畑作10.0ha、○草地10.0ha、○施設用地0.2ha ○繁殖牛40頭 (出荷34頭)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	31,592		5,264	16.7	4,583	4,550		33
	⑤園芸専業 (2.6ha)	○メロン2.0ha ○緑肥0.6ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	20,816		4,586	22.0	6,138	5,037		1,101
	⑥畑作・園芸複合 (15.2ha)	○小麦3.0ha、○大豆3.0ha、○小豆3.0ha ○てん菜3.0ha、○なたね3.0ha、○ほうれん草0.4ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	18,202		4,958	27.2	2,632	2,632		
	⑦畑作専業 (30.0ha)	○小麦5.0ha、○大豆5.0ha、○小豆5.0ha ○てん菜5.0ha、○加工スイートコン5.0ha、○なたね5.0ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	23,073		5,264	22.8	1,609	1,609		
	⑧畑作・酪農複合 (47.5ha) (経産牛45頭)	○畑作12.0ha、○草地25.0ha、施設用地等0.5ha ○飼料用とうもろこし10.0ha、 ○1頭当たり乳量10,400kg	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	69,211		17,450	25.2	4,104	3,922		182
	⑨酪農専業 (35.5ha) (経産牛45頭)	○草地25.0ha、○施設用地等0.5ha ○飼料用とうもろこし10.0ha、 ○1頭当たり乳量10,400kg	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	59,361		15,853	26.7	3,247	3,223		24
	⑩肉牛専業 (25.6ha) (繁殖牛55頭)	○草地25.4ha、○施設用地等0.2ha ○繁殖牛55頭 (出荷46頭)	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	28,700		7,503	26.1	3,231	1,800	1,431	
	⑪養豚・畑作複合 (5.0ha) (母豚50頭)	○小麦1.0ha、大豆1.0ha、小豆1.0ha、てん菜1.0ha ○施設用地等1.0ha ○出荷頭数1,280頭	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	52,367		6,875	13.1	1,687	1,687		
	⑫軽種馬専業 (7.3ha) (繁殖牝馬8頭)	○放牧地6.5ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	27,630		3,966	14.4	4,913	4,913		
	⑬有機畑作・露地野菜 (7.3ha)	○秋まき小麦2.5ha、○大豆2.5ha、○にんじん1.0ha ○南瓜1.5ha、緑肥2.5ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	12,032		4,934	41.0	3,626	2,734		892
	⑭有機施設園芸 (1.0ha)	○トマト0.8ha ○きゅうり0.2ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	12,149		4,282	35.2	5,705	3,903		1,802
経組 体 営織	⑮水稲・畑作複合 (組織体) (67.5ha、3戸)	○水稲22.5ha、○小麦7.5ha、○大豆7.5ha、○小豆7.5ha、 ○てん菜7.5ha、○加工スイートコン7.5ha、○なたね7.5ha	主たる従事者 3人 補助従事者 3人	58,306		16,738 5,579/戸	28.7	4,411	4,411 1,470人		

参考2 (新たに農業経営を営もうとする青年等の代表的な営農類型の総括)

	①園芸専業 (1.2ha)	○メロン0.6ha ○緑肥0.6ha	主たる従事者 1人 補助従事者 1人	11525	0	2493	21.6	3,521	3,521		
--	------------------	-----------------------	-----------------------	-------	---	------	------	-------	-------	--	--